

第3節 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために 【福祉(高齢福祉・障害福祉・地域福祉), 健康づくり】

3-1 みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち【福祉】

施策06 共に支え合う地域福祉の推進

目的

対象 …… 市民, 地域活動団体, 福祉サービス事業者, 福祉団体
意図 …… 地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる

施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



施策の方向

誰もが住み慣れた場所で、社会から孤立することなく、いきいきとした生活を送ることができるよう、地域で支え合い、認め合い、ともに生きるまちづくりを推進するとともに、地域における住民主体の活動を支援することにより地域福祉の充実を図ります。

施策のポイント

- 福祉3計画（地域福祉計画，高齢者総合計画，障害者総合計画）に基づく施策の有機的な連動による展開
- 地域共生社会の充実に向けた包括的な支援体制の構築
- 地域福祉コーディネーターを中心とする地域におけるトータルケアの推進や住民主体による地域で課題を解決する仕組みの充実
- 専門的な人材育成と福祉サービスの担い手となる市民の育成・参画
- 成年後見制度の利用の促進や更生支援の取組の推進
- 新たな総合福祉センターの整備の推進

基本的取組の体系

施策06 共に支え合う地域福祉の推進

06-1 地域におけるトータルケアの推進

06-2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

重点

基本計画事業

3 地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築

3 地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築[再掲]

福祉人材育成事業の推進

- 市は、平成30年3月に、地域福祉を推進するための指針として、自助、互助・共助、公助の連携による地域づくりや地域ぐるみの福祉の進め方について、市の取組のほか、市民や地域が今後目指す方向等を定めた「調布市地域福祉計画」を策定し、これに基づいて取組を進めています。
- 「調布市地域福祉計画」では、地域福祉に関する様々な課題の解決に向け、「地域福祉を担う人づくり」、「ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり」、「地域福祉の輪を広げるネットワークづくり」及び「安全・安心して生活できる環境づくり」の4つの基本目標と、「地域におけるトータルケアの推進」、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」、「地域が一体となった災害対策の推進」の3つの重点施策を掲げています。今後、「調布市民福祉ニーズ調査」の結果等を踏まえ、令和6年度を計画期間の初年度とする次期地域福祉計画を策定し、地域共生社会の充実に向けた施策の展開を図る必要があります。
- 包括的な支援体制の構築を図るため、平成30年10月には、高齢、児童、障害、健康、教育など、各分野の庁内所管部署や調布市社会福祉協議会、保健所等の関係機関で構成する「調布市相談支援包括化推進会議」を設置しました。
- 複合的な生活課題を抱える市民や制度の狭間で苦しんでいる市民などに対し、様々な機関や団体と連携しながら、課題の解決に向けた取組を行う地域福祉コーディネーターをこれまで段階的に配置し、令和元年度には、8つの福祉圏域全てに配置しました。
- 現在、地域福祉コーディネーターを中心に、地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制の構築を支援しています。
- 市は、住み慣れた地域の中で、市民一人一人が孤立することなく、お互いに支え合い、安心した生活が送れるよう、交流の場づくりを進めるため、調布市社会福祉協議会が実施している「ひだまりサロン事業」を支援しています。
- 成年後見制度の利用の促進について、多摩南部成年後見センターを共同運営している構成5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市）で協働して取り組むとともに、次期地域福祉計画を踏まえて、市の取組を検討し、推進する必要があります。
- 令和4年12月に策定した「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」に基づき、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送ることが出来るよう、組織横断的な連携の下、更生支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。
- 国は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、市町村の包括的な支援体制の構築を推進するため、社会福祉法を改正し、令和3年4月に重層的支援体制整備事業を創設しました。
- 今後、複雑化・複合化した支援ニーズに的確に対応するため、重層的支援体制整備事業への移行により、地域福祉コーディネーターを中心とする多機関協働の取組等を主要な取組の一つとして、相談支援等の充実や地域における支え合いの仕組みづくりを推進する必要があります。
- 誰もが安心かつ快適な生活を営むことができ、進んで社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。
- 総合福祉センターについては、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、利用者や関係団体等の意見を踏まえながら、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点となるよう整備・移転に向けた取組を進めていきます。





基本的取組の内容

06-1 地域におけるトータルケアの推進

◆包括的な支援体制の構築

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を組織横断的に推進する中で、地域福祉コーディネーターと相談支援機関等との連携により、多機関協働による包括的な支援体制の構築を図ります。

◆相談支援機関のネットワークの構築とコーディネート機能の強化

8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心とし、複雑化・複合化した支援ニーズに的確に対応できるよう、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決するコーディネート機能の強化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域福祉コーディネーターの新規相談件数（個別支援）	429件 （令和3年度）	470件 （令和8（2026）年度）

基本計画事業

No.	27	重点3					
事業名	地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築			区分	継続	担当課	福祉総務課
事業の概要	地域福祉コーディネーターを中心として、重層的支援体制整備事業の取組のもと、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実等を図るとともに、地域課題に対する住民の主体的な取組等を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。						
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度			
	○地域福祉コーディネーターによる支援 ○調布におけるトータルケアシステムの推進（重層的支援体制整備事業に係る取組の実施）	○継続 ○継続	○継続 ○継続	○継続 ○継続			
事業費 (百万円)	69	69	69	69			



06-2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

◆地域課題の解決力の強化

住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を解決する支え合いの仕組みづくりについて、地域福祉コーディネーターの活動を通じて、地域支え合い推進員や関係機関等との連携による支援を行います。また、調布市福祉人材育成センターを中心とした担い手の発掘と育成及び専門性の向上を推進します。

◆住民主体の交流活動の場の充実

ひだまりサロン等の市民の主体的な交流活動の場の整備等を推進するとともに、地域活動やボランティア活動等について、地域福祉コーディネーターやボランティアコーナー等が連携した支援により、各種活動の活性化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
地域福祉コーディネーターの新規相談件数（地域支援）	348件 （令和3年度）	450件 （令和8（2026）年度）

基本計画事業

No.	27	重点3					
事業名	地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築【再掲】			区分	継続	担当課	福祉総務課
事業の概要	地域福祉コーディネーターを中心として、重層的支援体制整備事業の取組のもと、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実等を図るとともに、地域課題に対する住民の主体的な取組等を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。						
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度			
	○地域福祉コーディネーターによる支援 ○調布におけるトータルケアシステムの推進（重層的支援体制整備事業に係る取組の実施）	○継続 ○継続	○継続 ○継続	○継続 ○継続			
事業費 (百万円)	69	69	69	69			

No.	28					
事業名	福祉人材育成事業の推進		区分	拡充	担当課	障害福祉課
事業の概要	専門性を備えた地域の福祉人材の確保及び育成を総合的に推進することを目的とし、市内の福祉人材育成拠点の運営を支援し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく取組を実施します。普及啓発に係る当事者講師の養成や、事業所の強度行動障害等への対応力の向上に取り組めます。					
年度別計画	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度		
	○福祉人材の育成 ・福祉人材の養成 ・専門性の向上 ・市民参入に向けた普及啓発 ・事業所間・職員間のネットワーク形成 ○医療的ケア研修の実施	○継続	○継続	○継続		
事業費 (百万円)	24	24	24	24		



< ひだまりサロン >



< 福祉まつり >



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

- 新型コロナウイルスの感染拡大などの社会状況の変化等を踏まえ，対面だけでなく，オンラインを活用した交流・活動の場の確保に努めます。

共創のまちづくり

- 様々な地域福祉活動の一端を担う民生委員・児童委員や関係機関との連携により，地域福祉の向上を目指します。
- 地域福祉コーディネーターや相談支援機関等との連携により，多機関協働による包括的な支援体制を構築します。
- 更生保護や青少年の健全育成などの活動を行っている団体と協力し，社会を明るくする運動を推進します。
- 住み慣れた地域で一人一人が孤立することなく，お互いに助け合い，安心した生活が送れるよう，住民主体の交流活動の場の充実を図ります。
- 専門性を備えた福祉人材の確保及び地域の福祉人材の育成を総合的に推進するため，調布市福祉人材育成センターの運営を支援します。

フェーズフリー

- 新たな総合福祉センターについては，フェーズフリーの考え方を踏まえて整備を進めます。